

[様式第10号]

婚姻届		(年 月 日)				
区分		夫		妻		
① 婚姻当事者(届出人)	氏名	ハングル (姓) / (名)	印又は署名	(姓) / (名)	印又は署名	
		漢字 (姓) / (名)		(姓) / (名)		
	本(漢字)		電話	本(漢字)		電話
	出生年月日					
	住民登録番号		-		-	
	登録基準地					
住所						
② 親(養親)	父の氏名					
	住民登録番号		-		-	
	登録基準地					
	母の氏名					
	住民登録番号		-		-	
登録基準地						
③ 直前婚姻解消日付		年 月 日		年 月 日		
④ 外国方式による婚姻成立日付		年 月 日		年 月 日		
⑤ 姓・本の協議		子供の姓・本を母の姓・本とする協議はしましたか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>				
⑥ 近親婚の有無		婚姻当事者が8親等以内の血族に該当しますか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>				
⑦ その他の事項						
⑧ 証人	氏名	印又は署名	住民登録番号	-		
	住所					
	氏名	印又は署名	住民登録番号	-		
	住所					
⑨ 同意者	夫	父 氏名	印又は署名	後見人	氏名	印又は署名
		母 氏名	印又は署名		住民登録番号	-
	妻	父 氏名	印又は署名	氏名	印又は署名	
		母 氏名	印又は署名	住民登録番号	-	
⑩ 提出人		氏名	住民登録番号	-		

※ 他人の署名又は判子を使って虚偽の届出を提出したり、虚偽の届出を行い家族関係登録簿に不実の記載をする場合は刑法に基づき5年以下の懲役又は1000万ウオン以下の罰金に処されます。

※ 次は国家の人口政策の樹立に必要な資料であるため、「統計法」第32条及び第33条に基づき誠実に答える義務があり、個人情報のお秘密は固く守られますので事実通り記載して下さい。

⑪ 実際に結婚生活を始めた日付		年 月 日から同居			
⑫ 国籍	夫	①大韓民国(出生時の国籍取得)			
		②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得・元の国籍:]			
		③外国(国籍)			
妻	妻	①大韓民国(出生時の国籍取得)			
		②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得・元の国籍:]			
		③外国(国籍)			
⑬ 婚姻種類	夫	①初婚 ②死別後再婚			
		③離婚後再婚			
		妻	妻	①初婚 ②死別後再婚	
③離婚後再婚					
⑭ 最終学歴	夫			①無学	②小学校
		④高等学校	⑤大学(校)	⑥大学院以上	
		妻	妻	①無学	②小学校
	④高等学校			⑤大学(校)	⑥大学院以上
	⑮ 職業			夫	①管理者 ②専門職及び関連従事者
		③事務従事者④サービス業従事者⑤販売従事者			
⑥農林漁業熟練従事者					
妻		妻	①管理者 ②専門職及び関連従事者		
			③事務従事者④サービス業従事者⑤販売従事者		
			⑥農林漁業熟練従事者		
夫	妻	⑦機能員及び関連機能従事者			
		⑧装置・機械操作及び組立従事者			
		⑨単純労務従事者			
⑩学生 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職					

作成方法

- ※ 登録基準地：各欄の該当者が外国人である場合にはその国籍を記載します。
- ※ 住民登録番号：各欄の該当者が外国人である場合は外国人登録番号(国内居所申告番号又は出生年月日)を記載します。
- ※ ①,②欄及び⑥,⑦,⑧,⑨,⑩,⑪,⑫,⑬,⑭欄は全ての届出人が記載し、その他の欄は(③,④,⑤)該当する人のみ記載します。
- ※ 住民登録転入届は家族関係登録届とは別に出さなければなりません。
- ②欄：婚姻当事者が養子である場合、養父母の人的事項を記載します。
- ③欄：離婚又は婚姻取消があった人の場合はその日付を記載します。
- ④欄：外国方式による婚姻証書謄本の提出の場合には婚姻成立日を記載します。
- ⑤欄：「民法」第781条第1項の但書により子供の姓・本を母の姓・本とする協議がある場合にはそのような事実を表示します。
- ⑥欄：婚姻当事者が「民法」第809条第1項による近新婚に該当しないという事実[8親等以内の血族(特別養子の養子縁組前の血族を含む)]を表示します。
- ⑦欄：下記の事項及び家族関係登録簿に記録を明確にするうえで特に必要な事項を記載します。(記載欄が足りない場合には別紙を追加して記載することができます)
 - 事実上、婚姻関係確認判決による婚姻届出の場合は判決裁判所及び確定日付
- ⑧欄：証人は成人でなければなりません。
- ⑨欄：未成年者又は禁治産者(成年後見人)が婚姻する場合には同意内容を記載します。
- ⑩欄：提出者(届出人であるかどうかは問わない)の氏名及び住民登録番号を記載[受付担当公務員は身分証明書で本人確認]
- ⑪欄：結婚日付と関係なく実際夫婦が結婚(同居)生活を始めた日を記入します。
- ⑭欄：教育科学技術部長官が認める全ての正規教育機関を基準に記載し、各学校の在学又は中退者は最終学歴の該当番号に“○”を付けます。
<例示> 大学3年在学(中退) → 高校に○表示
- ⑮欄：結婚する当時の主な職業を基準に記載します。

- ① 管理者：政府、企業、団体又はその内部の部署の政策と活動を企画、指揮及び調整(公共及び企業の管理職等)
- ② 専門職及び関連従事者：専門知識を活用した技術的な業務(科学、医療、教育、宗教、法律、金融、芸術、スポーツなど)
- ③ 事務従事者：管理者、専門家及び関連従事者を補助して業務を推進(経営、保険、監事、相談、案内、統計など)
- ④ サービス従事者：公共安全、身辺りの保護、医療補助、理容・美容、婚礼、葬式、運送、休暇、調理と関連する業務
- ⑤ 販売従事者：営業活動を通じて商品とサービス販売(インターネット、お店、公共場所等)、商品の広告・広報など
- ⑥ 農林漁業熟練従事者：作物の栽培・収穫、動物の繁殖・飼育、山林の耕作及び開発、水生動・植物繁殖及び養殖など
- ⑦ 機能員及び機能従事者：鉱業、製造業、建設業で手と手工具を使って機械設置及び整備、製品加工
- ⑧ 装置・機械操作及び組立従事者：機械を操作して製品生産・組立、コンピューターによる機械制御、運送装備の運転など
- ⑨ 単純労務従事者：主に簡単な手工具の使用と単純かつ日常的で、肉体的な努力が求められる業務
- ⑩ 家事：専業主婦など ⑪ 軍人：義務服務中である將校及び兵士を除く、職業軍人該当 ⑫ 無職：特定な職業がない

添付書類

- ※ 下記の1項は家族関係登録官署にて電算を使ってその内容を確認することができる場合には添付を省略します。
- 1. 婚姻当事者の家族関係登録簿の基本証明書、婚姻関係証明書、家族関係証明書各1通。
- 2. 婚姻同意書[未成年者又は禁治産者(成年後見人)の婚姻である場合は届出書同意欄に記載し、署名(又は捺印)した場合は例外]1部。
- 3. 事実婚姻関係存在確認の裁判による婚姻届出の場合はその裁判書の謄本と確定証明書各1通[調停・和解成立の場合、調停(和解)調書及び送達証明書各1部]。
- 4. 婚姻届特例法による婚姻の場合、審判書の謄本及び確定証明書1部。
- 5. 事件本人が外国人である場合
 - 韓国方式による婚姻である場合：外国人の婚姻成立要件に適合する証明書(中国人である場合には未婚証明書)及び国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)原本各1通。
 - 外国方式による婚姻である場合：婚姻証書及び国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)写し各1通
- 6. 「民法」第781条第1項の但書により子供の姓・本を母の姓・本とする協議をした場合には協議事実を証明する婚姻当事者の協議書1通。
- 7. 身分確認[家族関係登録例規第23号による]
 - ① 一般的な婚姻届出
 - 届出人が出席した場合：届出人全ての身分証明書
 - 届出人の不出席、提出人が出席した場合：提出人の身分証明書及び届出人全ての身分証明書又は署名認証又は印鑑証明書(届出人の身分証明書なく届出書に届出人が署名した場合は署名認証、届出書に印鑑を捺印した場合は印鑑証明)
 - 郵便提出の場合：届出人全ての署名公証又は印鑑証明書(届出書に署名した場合は署名認証、印鑑を捺印した場合は印鑑証明書)
 - ② 報告的な婚姻届出(証書謄本による婚姻届)
 - 届出人が出席した場合：身分証明書
 - 提出人が出席した場合：提出人の身分証明書
 - 郵便提出の場合：届出人の身分証明書の写し
- ※ 事実婚姻関係存在確認の確定判決による婚姻届出の場合は出席した届出人(事件本人のうち一人)の本人確認で不出席した届出人の本人確認をしたとみなします。